

令和元年 7月 19日

長浜市議会議長 松 本 長 治 様

長浜市議会活性化検討委員会  
委員長 伊藤 喜久雄

議会活性化検討委員会検討結果報告（答申） ②

第3期の議会活性化に係る当委員会への諮問内容について、当委員会で検討した結果を報告いたします。

本検討結果及び具体的な対応に基づき、さらに議会活性化を推進されるよう進言いたします。

なお、「6 積極的な議案提出（長浜市議会基本条例第12条）」については、市議会活性化検討ロードマップに基づき、次期委員会において、引き続き議論を進められるようお願いいたします。

記

検討課題	答申（今回含むものに○）
1 政策討論の実施（長浜市議会基本条例第14条）	3/8 答申済
2 委員会の録画中継	3/8 答申済
3 通年議会の導入検討	○
4 議会事務局の機能向上（長浜市議会基本条例第19条）	4/24 報告済
5 審議会など議会選出議員の報告について	○
6 積極的な議案提出（長浜市議会基本条例第12条）	—

### 3 通年議会の導入検討

#### (1) 議会基本条例の検証結果

検証結果	今後の取り組み

#### (2) 議会活性化検討委員会の検討結果

議会活性化検討委員会での検討結果
<p>第1期活性化検討委員会（平成26年）において、中期的事項として「重要な取り組みであり、今後、他市等の取り組みを参考にしながら更なる検討を深める」旨を答申された通年議会に関しては、平成31年1月に諮問を受けた後、4回の会議を重ね、採用他市の取組状況を踏まえ、必要理由や実施方式についての具体的な検討を行った。</p> <p>結果、本市議会においても通年制を導入する必要性が認められ、実施方法は、法第102条第2項に基づく定例会を年1回とする方式を採用すべきものとした。</p> <p>なお、実施に伴い想定される課題への対応が今後必要である。</p> <p>※検討結果及び課題項目の詳細は、別紙「通年議会に関する検討結果」に記載のとおり。</p>
具体的な対応
<p>通年議会は、議会機能の強化や議会運営の充実、議会力の向上が図れることから本市議会において導入の必要性があり、「長浜市議会の定例会の回数に関する条例」の改正により、実施する。</p> <p>ただし、検討する中で確認した課題への対応や当局との調整など、環境整備等に一定時間を要するため、今後、現在種々取り組んでいる議会改革及び活性化の進捗を踏まえ、導入に向けた検討を進められたい。</p>

## 5 審議会など議会選出議員の報告について

### (1) 議会基本条例の検証結果

検証結果	今後の取り組み

### (2) 議会活性化検討委員会の検討結果

議会活性化検討委員会での検討結果
<p>各種行政委員会等については、現在、土地開発公社理事2名（予算常任正副委員長）、民生委員推薦会委員2名（健康福祉常任正副委員長）及び都市計画審議会委員2名（産業建設常任正副委員長）への委員就任を申し合わせている。その他、必要に応じ、各種期成同盟等へ参画している。</p> <p>検討経過では、こうした各種委員会等の会議内容を全議員が共有するとともに、全員協議会の内容充実を図るため、役職として選ばれた委員が報告を行うべきであるとされた。</p>
具体的な対応
<p>各種行政委員会等に選出された議員は、秘密または非公開の内容を除き、全議員で共有すべきと考えられる会議内容については、必要に応じ、以下の要領に沿って報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 会議後、出席委員（主に委員長）は報告書を作成し、直近の全員協議会で報告する。</li><li>○ 委員の変更があった場合は、前任者から後任者へ直接引継ぎを行う。</li><li>○ 報告タイミングが8月の役選等をまたぐ場合は、原則、説明は出席した旧の議員が行うこととするが、報告時点の委員（新委員）が行うことも可とする。</li></ul>

## 通年議会に関する検討結果について

### 1. 検討経過

- ・平成31年1月28日 通年議会の導入検討について諮問を受ける(ほか5項目)
- ・平成31年2月22日 通年制度の内容確認  
(資料:通年議会導入にかかる検討資料(平成31年2月版))
- ・平成31年4月17日 実施の場合の検討課題、対応方策、スケジュール等の確認
- ・平成31年4月25日 通年議会を実施する際の選択方法の意見照会(各委員)
- ・令和元年5月17日 通年制度に対する方向性を協議
- ・令和元年7月12日 答申内容を協議

### 2. 実施方法の選択について

[検討結果]	実施方法については、「長浜市議会の定例会の回数に関する条例」の改正により、法第102条第2項の定例会を年1回とする方式を採用する。 (以下に記載の A パターンとする。)
--------	--



- A. 自治体の定例会回数条例改正方式 (法第102条第2項の定例会を年1回とする)
- B. 地方自治法に基づく通年の会期方式 (法第102条の2第1項による通年会期を導入)

内容	A. 回数条例改正	B. 法に基づく通年会期
1. 会期	議決により、会期を約1年に決定(招集に要する期間分は、1年より短くなる)	あらかじめ条例で、会期(1年間)と定例日を規定 随時開催日は、議長が決定
2. 招集方法	毎年、長が招集	4年に1回、長が招集
3. 会議の開催	1年間は、議会の判断で本会議を開くことが可能	4年間は、議会の判断で本会議を開くことが可能
4. 制度の特徴	○採用する議会が広がっている。また、通年会期制度(B)と連結することもできる。定例日を集中的に規定することも可能であり、定例会月議会を設けることは十分できる。(江藤俊昭氏)	○定例日を定めることで、市民にとって予見可能性のある会議が開かれるようにする。(江藤俊昭氏) ○運用イメージとして「毎月第2水曜日、18時から20時まで」が例示され、「予算・決算については、2～3月、10月～11月に集中審議」と明示。(総務省)

内容	A. 回数条例改正	B. 法に基づく通年会期
5. メリット	<p>○議会側がイニシアティブをとり、主導的に会議を開催でき、議会活動の活性化の新たな転機となる。</p> <p>○原則的に専決処分ができないことになり、議会の権限の制約が少なくなる。</p> <p>○災害対応補正予算や、契約議案など緊急を要する案件にも迅速に対応可能。</p> <p>○会議開催日を増加させることで、十分な審議時間を確保し、委員会審議等の質の向上や、議員間討議・政策提言等の機会の増加が期待できる。</p> <p>○新しい議会を議会内外、とりわけ住民にアピールすることになる。</p> <p>○会期が長くなることによって開催が困難とされていた公聴会等の活用など住民意見を集約する機会が増え、議会への住民参画が進む可能性が高まる。</p>	
6. デメリット	<p>○会議日数の増加により、人件費等、議会関係の運営コストが跳ね上がる。</p> <p>○議会対応の機会の増加による、執行部の負担増のため、行政機能の低下を招くおそれや、現場対応・通常業務が後回しになり市民利益を損なう可能性がある。</p> <p>○予定のなかった会議が開催される可能性から、議員の日程調整、地域活動、市民等との対話、自己啓発などの制約が危惧される。</p> <p>○議会事務局の負担が増大し、議会・議員の補佐機能が後退する懸念。</p>	
7. 関係自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●四日市市：平成30年5月21日から平成31年4月30日まで</li> <li>●大津市：毎年5月から翌年4月末まで</li> <li>●滋賀県：平成30年4月25日から平成31年3月15日まで</li> <li>●白山市：3月から翌年2月まで</li> <li>●土佐清水市：1月から12月まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鳥羽市：5月1日から1年間(定例日：5月15日、6月12日、13日、14日、9月10日、11日、12日、12月7日、8日、9日、翌年3月5日、6日、7日、ただし、定例日が市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日)</li> <li>●厚木市：1月1日から1年間※議員の任期満了の年における会期は、7月31日まで及び招集日から12月31日まで(定例日：2月22日から3月19日まで、6月1日から6月21日まで、9月1日から10月5日まで、11月29日から12月21日まで、ただし期間以外の日を定例日とすることができる)</li> </ul>
8. 参考資料	(別紙：会期イメージ)	

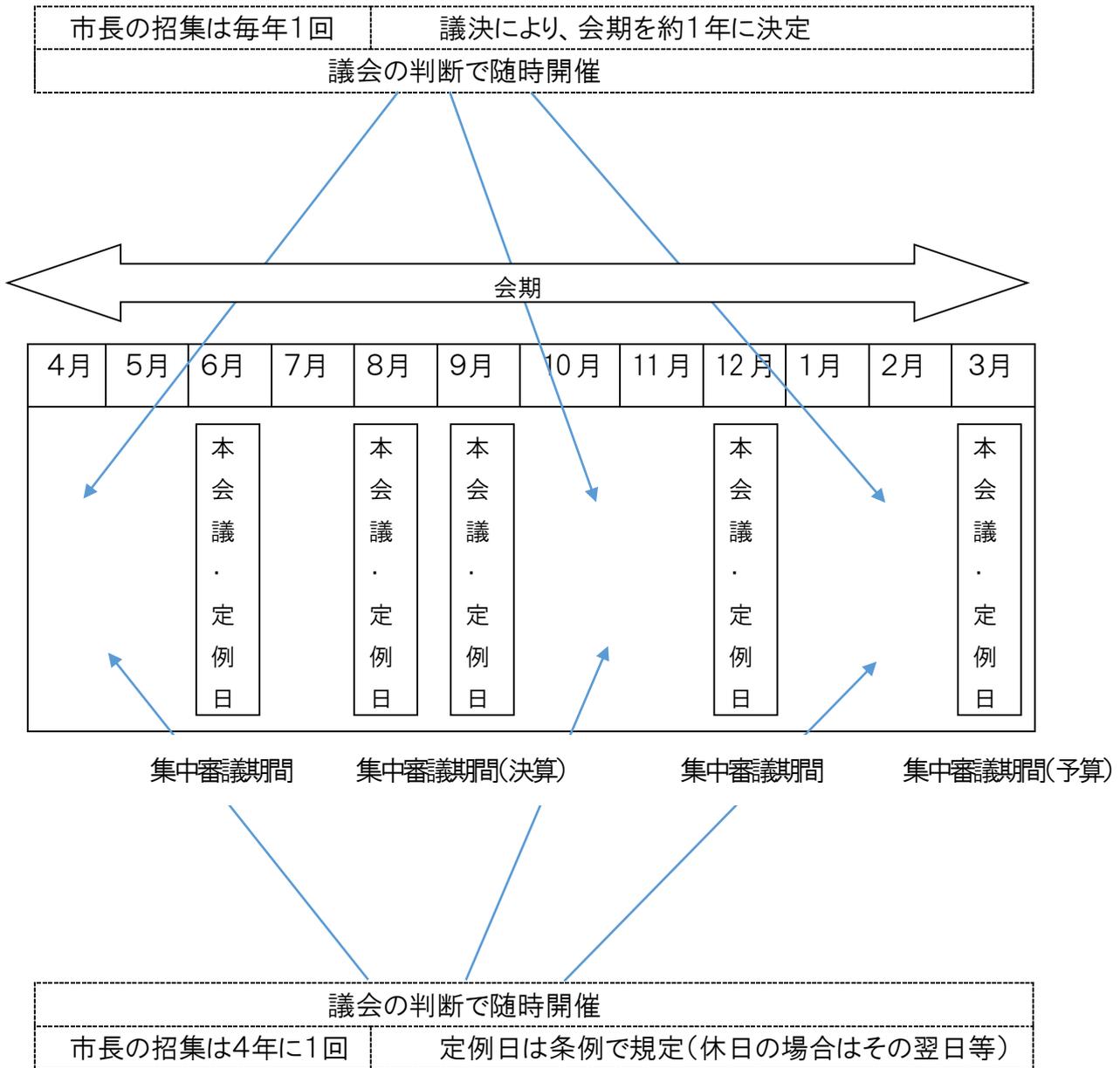
内容	A. 回数条例改正	B. 法に基づく通年会期
9. 必要理由等 委員意見	<p>通年議会は、近年一部自治体を取り入れているものであり、導入しても「廃止」された自治体もある。</p> <p>通年議会のメリット、デメリットもあり、通年議会の導入にはまだ時期尚早と思われる。</p>	
	<p>定例会の会期…1年間とし、必要に応じ、議会の判断で会議を開くことができる。</p> <p>専決処分について…市長が専決処分していた議案など迅速に審議し、市民の負託に応えることができる。</p> <p>常任委員会…継続して調査や審査を行うなど、市政への監視機能が強化される。</p> <p>本会議の開催…大災害や緊急の行政課題など議会が主体となって柔軟に本会議を開催できる。</p>	
	<p>メリットにあげられている上から4点(議会のイニシアチブ、専決処分の減少、緊急案件へ迅速に対応、会議開催日の増による効果)から、通年議会にしていく必要はあると考える。</p> <p>メリットにあげられている下の2点(新しい議会を市民へアピール、会期が長くなり公聴会等の住民参画が進む)については、新しい改革によって期待できるが、必要性という点では弱いと考える。</p>	
	<p>通年議会にすることで、どのような課題が出てくるか実際の運用過程でみえてくることも多いと思われるので、まずは、より柔軟に対応できる回数条例改正で始めるのが妥当だと考える。</p>	/
	<p>通年議会については、条例改正に賛成。</p> <p>メリット: 条例の改正であれば法に基づく導入よりも簡素であり、労力が少ないと思われる。</p>	<p>デメリット: 法に照らし合わせて規則等を修正しなければならない。</p>
	<p>他市をみると条例改正による採用が増加しつつある。</p> <p>これは、現状の設定をもとにして、柔軟に対応することが可能であるからと考える。</p> <p>本市議会においても、移行するにあまり大きな支障はないのではないかと考える。</p>	/

内容	A. 回数条例改正	B. 法に基づく通年会期
9. 必要理由等 委員意見	<p>政策討論の実施やタブレット導入など議会改革案件が多く、何もかも同時にスタートすると、議会が混乱を招く恐れがあると思われる。</p> <p>通年議会導入はいずれ実施するにしろ、次年度からではないほうが良いと思われる。</p> <p>したがって導入するにあたって、現議会とあまり変わらなく移行できる回数条例改正方式が適当であると判断する。</p>	<p>通年・通任議会の意義は、平成24年9月の地方自治法の一部改正を契機として、制度導入の選択肢が増えたことから徐々に採用する議会が広がつつあるが、現在のところはこれら制度を導入している割合は低率の状態である。しかし、「議会側に議会開催のイニシアティブがあること」「機動力と監視力をアップさせることが出来ること」「専決処分という制度的欠陥を運用で是正することが出来ること」など、議会機能の強化と議会運営の充実が図られ、二元代表制の下における議会の役割をよりよく遂行出来る効果があることから、当議会においても導入の必要性は強く感じられる。</p> <p>本市におけるこれら通年議会の検討は、平成26年11月12日開催の議会活性化検討委員会での協議はなされているがその後においては、協議事実(勉強会含む)は確認できていない状況である。また当時の会議録を見ても複数の委員から制度についての検討を更に深める事が必要との声もある。更にその後、議員改選もあつたことから先進事例調査に時間をかける必要性もある。</p> <p>制度導入に向けての異論はないが、制度選択に関しては通年議会導入に関する課題が多岐にまたがっており、例えば会期の始期及び終期だけを取ってみても、議員の任期満了時期との調整についても検討が必要であり、また導入に伴う行政側の課題に対しての検討も求められ、まして条例規定に及ぶことから詳細部分まで検討の上、パブリックコメントにも臨まなければならない、現時点の状況からして当初ロードマップに基づく役選期までの完結は困難と思われる。</p> <p>当期検討委員会では、「通年議会は、議会機能の強化と議会運営の充実が図られることから導入すること」との方向性のみ決定し、両手法の選択と導入に向けての諸課題への対応については両手法を導入している先進事例(視察調査を含む)等を継続検討し、次期検討委員会で条例案も含めて答申することにしてはと考える。</p>

(資料) 会期イメージ

※A. B. の場合ともに、現行の長浜市の日程に合わせ集中審議期間を設定した場合のイメージ図

A. 自治体の定例会回数条例改正方式 (法第102条第2項の定例会を年1回とする)



B. 地方自治法に基づく通年の会期方式 (法第102条の2第1項による通年会期を導入)

### 3. 通年議会導入に関する課題（参考）

1. 定例会の招集回数及び会期
① 一事不再議の適用の原則が長期化する課題への対応をどうするか。
② 通年議会の場合、長の専決処分の要件を適用することがなくなると見込まれる。原則として本会議を開会して議決することとなるが、審議方法等は執行機関と調整のうえ、個別案件に応じて適切に対応する必要があるのではないか。
2. 会議録の作成
① 現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の作成、配布が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、作成回数を増やすべきではないか。
② 現在、「会期中に限り」可能とされている発言の訂正・取り消しの期限をどうするか。
3. 本会議、委員会等の開催経費等
① 日程が増えること等により、開催経費が増加するのではないか。
② 費用弁償のあり方を検討する必要はないか。
4. 議会・会派・議員の活動のあり方
① 議員の議会活動に費やされる時間が増加するとみられる反面、議員個人のための活動時間が制約を受けることが予想される。バランスのとれた議会・会派・議員活動を行うことができるか。
5. 議員の待遇
① 一年間、議会に拘束されることなどから、議員報酬の見直しは必要か。
6. 市民への説明等
① 市民に対する理解の求め方をどうするか。（市民説明会、意見募集等）
7. 委員会の管内、管外視察
① 実施時期、実施の必要性等、委員会の視察のあり方を検討する必要があるか。

8. 議員の日程調整
① 集中的に審議する期間以外の休会中に審議等を必要とする案件が提案されることがあることから、議員が、あらかじめ不在期間と連絡先を議長あてに報告するなどのルールをつくる必要があるか。
9. 事務局体制の充実等
① 日程が増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録作成等の業務が増加するのではないか。
10. その他
① 執行機関側職員の議会対応が増え、市民サービスが低下するのではないか。
11. 定義
① まず、用語(定義)の整理をすべきではないか。
12. 開議(再開)
② 会議の事前の日程調整、及び会議の開議(定例会の再開)に関するルール化(請求があった場合の再開日の決定等)
13. 請願・陳情の提出期限
① 現行のとおりでよいか。本会議での参考人招致を行う場合、時間的余裕が必要ではないか。
14. 専決処分の指定
① 通年議会に伴うものではないが、改めて地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で専決処分にしてもかまわない事項の追加はないか検討する必要があるのではないか。
15. 行政側の課題に対する議会の考え方
① 市民への説明責任について
② 専決処分の必要性について
③ 事務量の増加等について
④ 幹部のスケジュール確保について

